

令和3年白老町議会定例会6月会議会議録（第4号）

令和3年6月18日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 0時11分

○議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第10号 白老町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について
- 第 3 議案第 1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第4号）
- 第 4 議案第 2号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 4号 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 5号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 6号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 7号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 8号 白老町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 9号 財産の取得について
- 第12 報告第 1号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
- 第13 報告第 2号 令和2年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第14 報告第 3号 令和2年度白老町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第15 報告第 4号 令和2年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第16 報告第 5号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
 - (1) 一般財団法人白老町体育協会令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画
 - (2) 一般社団法人しらおい振興センター令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画
- 第17 報告第 6号 例月出納検査の結果報告について
- 第18 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 第19 意見書案第3号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書（案）
- 第20 意見書案第4号 国民健康保険料（税）のさらなる負担軽減を求める意見書（案）
- 第21 意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

- 第 2 2 委員会所管事務調査の報告について
（産業厚生常任委員会）
（広報広聴常任委員会）
- 第 2 3 特別委員会の調査報告について
（町立病院改築基本方針調査特別委員会）
- 第 2 4 諸般の報告
（次期所管事務調査の報告、所管事務調査期間の延期の報告、要望書等の配付）
- 第 2 5 休会について
-

○会議に付した事件

- 議案第 1 0 号 白老町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について
- 議案第 1 号 令和 3 年度白老町一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 2 号 令和 3 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 3 号 令和 3 年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 号 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 白老町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 財産の取得について
- 報告第 1 号 専決処分 of 報告について
（損害賠償の額の決定について）
- 報告第 2 号 令和 2 年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3 号 令和 2 年度白老町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 4 号 令和 2 年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 5 号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
（1）一般財団法人白老町体育協会令和 2 年度事業報告及び令和 3 年度事業計画
（2）一般社団法人しらおい振興センター令和 2 年度事業報告及び令和 3 年度事業計画
- 報告第 6 号 例月出納検査の結果報告について
- 承認第 1 号 議員の派遣承認について
- 意見書案第 3 号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書（案）
- 意見書案第 4 号 国民健康保険料（税）のさらなる負担軽減を求める意見書（案）
- 意見書案第 5 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）
- 委員会所管事務調査の報告について

(産業厚生常任委員会)

(広報広聴常任委員会)

特別委員会の調査報告について

(町立病院改築基本方針調査特別委員会)

○出席議員（14名）

| | |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君 | 2番 広地紀彰君 |
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君 |
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田博之君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 吉谷一孝君 | 10番 小西秀延君 |
| 11番 及川保君 | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君 |

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

| | |
|----------|----------|
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田博之君 |
| 7番 森哲也君 | |

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|-------|
| 町長 | 戸田安彦君 |
| 副町長 | 古俣博之君 |
| 副町長 | 竹田敏雄君 |
| 教育長 | 安藤尚志君 |
| 総務課長 | 高尾利弘君 |
| 企画財政課長 | 大塩英男君 |
| 政策推進課長 | 富川英孝君 |
| 産業経済課長 | 工藤智寿君 |
| 生活環境課長 | 三上裕志君 |
| 町民課長 | 久保雅計君 |
| 税務課長 | 本間弘樹君 |
| 上下水道課長 | 野宮淳史君 |
| 建設課長 | 舛田紀和君 |
| 健康福祉課長 | 下河勇生君 |
| 高齢者介護課長 | 山本康正君 |
| 子育て支援課長 | 渡邊博子君 |

| | |
|---------|-------|
| 学校教育課長 | 鈴木徳子君 |
| 生涯学習課長 | 池田誠君 |
| 消防長 | 早弓格君 |
| 病院事務長 | 村上弘光君 |
| 代表監査委員 | 菅原道幸君 |
| 産業経済課参事 | 藤澤文一君 |
| 政策推進課参事 | 伊藤信幸君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|------|--------|
| 事務局長 | 本間力君 |
| 主査 | 八木橋直紀君 |
| 書記 | 神綾香君 |

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、5番、西田祐子議員、6番、前田博之議員、7番、森哲也議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 次の日程に入ります前にお諮りいたします。

本日の議案について、内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

◎議案第10号 白老町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の
指定等の変更について

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議案第10号 白老町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議10—1をお開きください。議案第10号 白老町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について。

白老町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の一部を別紙のとおり変更するに当たり、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項後段において準用する同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月11日提出。白老町長。

議10—2と3の変更内容については朗読を省略いたします。

議10—4をお開きください。議案説明です。白老町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定については、平成20年4月1日より社台郵便局において戸籍謄本等の交付等に関わる事務を指定したところであるが、白老町行政改革推進計画に基づき、窓口サービスの利便性の向上や民間活力の活用推進を図るべく新たに萩野郵便局、竹浦郵便局及び虎杖浜郵便局を指定するとともに取り扱わせる事務に納税証明書並びに戸籍の付票の写しの交付請求の受付及び引渡しに関する事務を追加するため、本指定の内容の一部を変更するものである。

よろしくご審議をお願いいたします。

白老町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等（変更）

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|--|--|
| <p>（郵便局の指定及び取り扱わせる郵便局の名称）</p> <p>第 1 条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「郵便局事務取扱法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、郵便局事務取扱法第 2 条各号に掲げる事務を取り扱わせるため、社台郵便局を指定する。</p> <p>（事務の範囲）</p> <p>第 2 条 郵便局事務取扱法第 2 条第 1 項の規定に基づき、<u>社台郵便局</u>において次に掲げる白老町の事務（以下「委託事務」という。）を取り扱わせることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>（取扱期間）</p> <p>第 3 条 <u>社台郵便局</u>における委託事務の取扱期間は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。ただし、この</p> | <p>（郵便局の指定及び取り扱わせる郵便局の名称）</p> <p>第 1 条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「郵便局事務取扱法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、<u>郵便局事務取扱法第 2 条各号に掲げる事務を取り扱わせるため、社台郵便局、萩野郵便局、竹浦郵便局及び虎杖浜郵便局（以下「各郵便局」という。）</u>を指定する。</p> <p>（事務の範囲）</p> <p>第 2 条 郵便局事務取扱法第 2 条第 1 項の規定に基づき、<u>各郵便局</u>において次に掲げる白老町の事務（以下「委託事務」という。）を取り扱わせることとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>納税証明書の交付（当該納税証明書に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>戸籍の附票の写しの交付（当該戸籍の附票に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び引渡しに関する事務</u></p> <p>(5) 略</p> <p>（取扱期間）</p> <p>第 3 条 <u>各郵便局</u>における委託事務の取扱期間は、<u>令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで</u>とする。ただし、この</p> |

期間満了の3か月前までに白老町及び郵便局株式会社のいずれからも委託事務の取扱いの解除又は変更の意思表示がないときは、取扱期間をさらに1年間延長することとし、以後も同様とする。

(協定)

第4条 第1条から第3条に定めるもののほか、委託事務の取扱いに関し必要な事項については、白老町と郵便局株式会社が合意の上、協定を定めることとする。

期間満了の3か月前までに白老町及び日本郵便株式会社のいずれからも委託事務の取扱いの解除又は変更の意思表示がないときは、取扱期間をさらに1年間延長することとし、以後も同様とする。

(協定)

第4条 第1条から第3条に定めるもののほか、委託事務の取扱いに関し必要な事項については、白老町と日本郵便株式会社が合意の上、協定を定めることとする。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） この取扱いは分かりましたけれども、郵便局での取扱いの時間です。例えば預金とかでしたら午後4時まででしたよね、朝9時から。これは取扱い時間は郵便局の営業時間ということだと思うのですけれども、何時から何時までと決まっていたら。すみません。説明を聞いて、なかったような気がしたものですから。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 取扱い時間については、おっしゃったように郵便局の取扱い時間になりますので、まだ詳細については、役場の取扱い時間と別にすることでは考えておりませんので、その辺を最終的には詰めて、どうなるかということはあるのですけれども、今の段階では郵便局の取扱い時間ということで、郵便局の取扱い時間を私も把握していないところもあるのですけれども、同じ扱いになるということで考えております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） それでは、取扱い時間は9時から4時まででいいのでしょうか。郵便のほうはたしか7時までなのです。その辺がもしきちんと決まりましたら改めて町民にお知らせ願いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 郵便局は窓口業務と取扱い時間が同じになると思いますので、周知についてはきちんと決まりましたら皆さんにお知らせしたいということで考えています。

○議長（松田謙吾君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 白老町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第4号）

○議長（松田謙吾君） 日程第3、議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） それでは、議1—1をお開きください。議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第4号）。

令和3年度白老町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,302万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億3,820万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月11日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。17ページの新型コロナウイルスワクチン接種確保事業について1点質問いたします。

こちらは集団接種の拡大に伴う事業であります。まず今集団接種が始まりまして、町民の方とかにお話をお伺いすると、とても会場ではスムーズに流れて本当によかった、大きな混乱もなく出られたという意見を私自身は結構聞くところがありまして、スムーズな会場運営がある背景にはきっと担当課の努力があったのかなと思いますので、まず敬意を表する思いであります。

それで、質問に入りますが、今回の集団接種拡大に伴いまして、こちらの事業従事職員のところが717万円の予算となっております。それで、この金額というのは結構大きい金額ですので、

こちらは何名分ぐらいの予算なのか、またこちらの予算に対する人員確保はどのようになって
いるのか、人員確保はできているのかどうか、この内訳をお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 717万円の内訳でございます。

基本的には集団接種を行うに当たりまして、町内各課から応援をいただいております。その
中で、まず時間外の対応の経費がございます。これは土曜日とか休日になりますので、それが
26回分を計上しております。その他管理職のほうでも休日出勤ということで管理職特殊勤務手
当を計上しております。時間外のほうですが、トータルで約月250時間ぐらいかかるかなとい
うことで、これが約450万円ぐらいかかる見込みでございます。あと、管理職手当のほうが約77万
円の計上がかかるという見込みで今回このような形で計上しております。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。大体250時間分、26回分計上ということでありまして、
それで先般の一般質問などでも多くの残業、月に150時間ぐらいの残業が出ているという質問も
ございましたので、ここで1点お伺いしたいのが例えば民間のほうとかでも声をかけて集団体
制を幅広く集めて個々にかかる負担というのを軽減していくことはできないのか、まずこの1
点をお伺いしたいのと、あと集団接種が始まりまして、よく各自治体で廃棄率の話なども報道
で見るところであります。そこで、白老町においては今までの集団接種などにおいてキャンセ
ル分での廃棄というのは出ているものなのか、その辺の実態もお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 応援の関係でございます。

今回集団接種するに当たりまして、まず民間から14名の委託を持ちながら派遣をいただいて
対応しています。あと、先ほど申し上げましたとおり、各課から集団接種会場につきましては
大体40名程度の職員が今関わっております。先ほど言いました14名の派遣職員、その他各課か
ら応援いただいた中での対応というのが現状としてはそういう形で進めている状況でございま
す。

もう一点、廃棄状況ですが、こちらにつきまちはまず名簿を作成させていただいておりま
して、これは高齢者施設とか障がい者施設、また保育園、あと学校関係の方々に名簿登録をし
ていただいて、もし現場のほうでキャンセル等がございましたら即電話をかけて来ていただい
て、現状はワクチンの廃棄処分はないような状況で進められております。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。人員のほうも14名ほかに委託しているということも分
かりましたので、幅広く募って個人個人の負担軽減をと思います。

それで、ワクチンの廃棄の点については現状においては廃棄がゼロということではありますが、
1点確認をしたかったのが現状では65歳以上の接種におけるキャンセル対策として施設職員
等がキャンセル待機していると思うのですが、今後64歳以下の接種が始まったときに恐らくキ
ャンセルも出てくる部分もあるのかなとは思っているのですが、そちらの64歳以下のときが始まった
ときのキャンセル対策というのは何かあるのでしたらお伺いしたかったのですが。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 実はその点につきましては、まだ模索中でございます。一つの考えとしましては、予約されていない方からキャンセル待ちの登録をするという考えもあるのですが、まずは65歳を7月末までに進めていくような形でございます。あと、64歳が引き続き始まりますので、議員おっしゃった点は課題として捉えております。

○議長（松田謙吾君） 3番、佐藤雄大議員。

○3番（佐藤雄大君） 3番、佐藤です。11ページの出張所業務包括委託事業についてであります。事業効果のところに経費削減、人員削減を推進しと記載されているのですが、実際にはどのくらい人員削減される予定なのか伺いたいと思います。すみません。金額もお願いします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず、金額についてなのですが、今4つの出張所があって、これはあくまでも出張所が廃止になったときの差でございますけれども、出張所が廃止になった場合については、現在720万円ほど出張所のほうで経費がかかってございますので、郵便局に委託した場合は4郵便局で210万円ということで試算しておりますので、510万円ほどが効果というか、金額的な差額になってくるということになります。

あと、人員なのですが、人員については今出張所にそれぞれ3名おりますので、その3名の方の分の部分が完全に出張所が廃止になれば、その部分が人員の差となるということでございます。

○議長（松田謙吾君） 3番、佐藤雄大議員。

○3番（佐藤雄大君） 3番、佐藤です。では、今出張所で働いている方々は、これは失業という形になるのか、その点について、再雇用についての対応ですとか対策はあるのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） こちらについては、今の段階ではまだ正式に、これから10月から始まりに向けて順次作業を進めているところなのですが、まず時期が確定をまだしないというところもございますので、実はほとんどの出張所で取り扱っている業務については全部取り扱えるようにということで今進めているのですが、中には原課との対応の中で、ではこれを取り扱えるのかというところがまだ協議している部分もございまして、そういった部分を含めた中で、時期が確定した段階では当然今の働いている方にもお願いするのですが、いずれにしても本人たちの希望を確認しながら再雇用についてはしっかりと考えていかなければならないということで調整していきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 3番、佐藤雄大議員。

○3番（佐藤雄大君） 再雇用についてサポートと支援の充実、こちらはぜひお願いしたいと思うのですが、最後その点についてお願いします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 労働の条件というか、労働の決まり事についても必ず再雇用については責任を持ってサポートしていくということになりますので、これまでもいろんなこういう行政改革的な部分で廃止する部分があった場合には必ず先ほど言ったようにご本人の意向を

聞いて再就職先、そのまま役場の会計年度任用職員としてのポジションがあるかとかということも含めて再雇用先についてはきちんと対応させていただくということにさせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。ページ数11ページの総務費の財産管理事務経費であります。こちらは工事請負費ということで60万1,000円ですか、計上されておりますが、こちらは末広2丁目の工事ということで、これはすなわち末広2丁目の1区画が売れたということ、これは本当に喜ばしいことであると、そこにまた家が建つわけですから。そのような中で、まずお聞きしたいのは町が現在管理している区画、土地で未売却の土地、それが所在地がどのようになっている、区画があとどれぐらいあるのか、まずその点をお聞かせください。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 町有地の現在まだ残っている箇所というご質問でございます。

現在町有地として分譲している部分につきましては、高砂2丁目に3筆、萩野駅裏の分譲地、あと萩野のフシコベツ川沿いにあります4筆、そして残りが本町1丁目の分譲地ということで、こちらは5筆ということで、合計で12筆分譲している現状でございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 現状についてはご報告がありました。その中であって今回のように末広2丁目、今回実際に売却になっておりますが、実際にこれは本町の人口減少対策としても効果的な施策になってくると私は評価いたしますが、今まだ町が所有している土地、これの周知、以前は広報なんかにも出していたと思うのですが、その辺広報プラス例えばホームページ等での強化、発信が今どのような形になっているかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 町有地の分譲の周知の関係のご質問でございます。

貳又議員ご指摘のとおり、これまでも広報紙、ホームページということで周知しているところでございます。今回分というか、特集的なものとして7月号にも町有地の分譲というような形で周知を図っているところでございます。それで、一般質問の中でも広報のいろいろな周知方法というのがございましたので、この辺はいろいろな、町の発信できるものについては広報紙含めホームページでいろいろと周知をして分譲に向けて進めていきたいと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 19ページの飲食店経営持続化給付金のこれに関連してなのですが、6月20日で緊急事態宣言が一応解除されるということになりましたけれども、引き続きまた北海道内でやっていくようなことを言われていますけれども、白老町の飲食店とか、またこういうような影響は今のところどの程度と考えていますか。解除はされてはいるけれども、実際にはまだ皆さんお出かけしないでくださいとかと道のほうで今検討しているのかどうか、その辺分かっている限りで結構ですので、情報があったら教えていただければと思うのですが。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報道等で一部報道されている部分もあるのですが、20日で緊急事態宣言が解除されますけれども、北海道においては札幌市のみ今、最終確定ではないかと思うのですが、札幌市のみ蔓延防止措置が継続されるということでございます。飲食店については、その部分でアルコールとかを扱う店、時短営業は継続されるということで伺っておりますけれども、正式なものは北海道からまだ来ていない状況ではありますけれども、本日あたり届くと思うのですが、町としても蔓延防止地区からとか、その行き来についてはまだ規制が出てくるということで、それ以外の部分については規制はなくなると認識してございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） そうしましたら、今のところお酒の提供なんかは夜7時まで、お店のほう、飲食店は夜8時までと規制がありますけれども、それが解除されると理解してよろしいのでしょうか、白老町にとっては。その辺だけきちんと確認できればありがたいと思うのですが。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 飲食店については、白老町は蔓延防止地区ではないので、そちらのほうの規制というか、アルコールを扱う飲食店の時短ですとか、そういうものはないということで今のところ確認しております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 21ページの都市計画マスタープランの策定事業について何点か。これは当初予算にマスタープランの策定の業務委託料が計上されています。それで、予算執行から3か月たちましたけれども、過去にもあったのだけれども、今回まだ議会に策定方針等の取扱いの説明がまずされていない。それと、15日の私の一般質問とも関連がありますので、この見直されるというのか、改正されるマスタープランの策定方針の概要について4点ほど聞いていきたいなど、こう思います。

まず、1つは6月の今回の補正予算で議案説明で計画策定を1年前倒しするよと、こうありましたけれども、この前倒しすることになった理由。

それと、現行計画の達成度合い。簡単に言うと政策循環のPDCAですけれども、この検証、評価は行われるのか。行われた結果がきちんと公表されるのかどうか。

それと、これまでのマスタープランの単なる見直しだけで終われば意味がないと思います。白老町は大きく人口関係、都市の形態も変わってきていますから。ですから、終わらないと思いますけれども、そこでまちの将来像を見据え、かつ将来の実現性に向けた計画の作り込みが必要だと考えていますけれども、今回の策定はどのようなものになるのか。

それと、計画の目標年次の期間。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 都市計画マスタープラン策定事業に関してのご質問でございます。

まず、4点ということですが、2年前倒しということでご説明させていただいてご

ざいます。

〔「2なの」と呼ぶ者あり〕

○政策推進課長（富川英孝君） 2年です。今1年とおっしゃいましたけれども、2年ということをご説明させていただいているところがございます。今回マスタープランの見直しに当たりまして、もともと平成16年に第1期といいますか、初めて都市計画マスタープランを策定いたしました。そのときに8年間の計画期間ということで策定した後に、平成24年9月に12年間の計画期間ということで現行のマスタープランがあると。本件については、3月の代表質問の中で氏家議員のほうからご質問をいただきまして、令和3年度から策定に入らせていただくというような答弁をさせていただいているかと思っております。この2年という部分なのでございますが、これまで町のほうで考えますところは今年、令和2年6月に総合計画、町全体の上位計画というのが策定されているということがございます。かつ第2期の策定をした中で8年プラス12年で20年ということになっていたのですが、基本的に20年の期間を設ける場合はおおむね10年で見直しをしようと、そういうようなことが必要ではないかというようなことも含めて、今回総合計画からあまりいとまを開けずに、かつ10年目というようなところを目指して見直しに進もうというような考え方になったということでございます。

また、検証度合いというような、達成の度合いというようなことでございますけれども、今回当初予算で頂戴いたしました策定支援事業につきましては、様々な分析あるいは検証といった部分、そういった内容についてもご支援をいただくというような委託事業でございます。一方で、担当のほうで4月から政策推進課というところがこの都市計画マスタープランの担当になりまして、現状担当のほうでも併せて検証を進めさせていただいていると。5月ないし6月、今現在中学生あるいは事業者に対するアンケートも既に実施しておりますし、この後高校生に対するアンケートも実施して、まちに住んでいる実態ですとかそういったものを自分たちの手でも把握しようと、委託事業と併せて担当で把握する作業を現在進めているというようなことでございます。

3点目の単なる見直しということでございます。都市計画マスタープランにつきましては、あくまでもまちの全体像、都市機能ですとかそういった部分の全体像を示すということになってございます。その機能ですとか、そういった部分を示すことになってございますので、その実現性というようなところについては、どこまでどういうことができるかというようなことはございますけれども、今回の見直しは先ほど来申し上げている1次の8年プラス12年の計画期間を2年前倒しして20年間、これは4番目の目標年次ということになりますけれども、20年間改めてここでしっかりと、見直しというよりはしっかりと見直しをして新たな計画として策定していきたいと思っております。これまでの説明にもなりますけれども、20年とここで決めて10年後に改めて見直しをするというこの10年のスパンをここでしっかりと仕切り直していこうかなというようなところの思いもございまして、今回の見直しになってございます。

策定の方針ですとかそういったものが議会に対して説明されていないということでございます。今回の計画につきましては、ある程度策定を当初予算でいただいた部分で発注をかけたというものが既に進んでおりますので、今年の10月頃を目安にこれまでの進んでいる状況です

とか、そういったものを改めて議会のほうにはお示しさせていただきたいと考えているところでございます。

〔「策定期間」と呼ぶ者あり〕

○政策推進課長（富川英孝君） 先ほど答弁したかと思うのですが、目標年次は今年度からの、今年度からといいますか、令和4年度から20年間というようなことで進めさせていただきたいと。目標ということで、ある程度今年度中に目鼻を立てて4年度からの計画期間として進めてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 先ほど全体像だから、実現に向けて曖昧な答弁をしていますけれども、全体像については分かります。ましてや20年ですから。ただ、そこをぼかしては困るのです。なぜか。そこで、今答弁がもらえなかったのだけれども、今はもう委託が進んでいると言っていました。では、業務委託する上で基本的な町の仕様、何を委託するのかというポイントはきちんと整理されていると思うのです。そういうことで方向性は整理されていると思うので、私が聞きたいのは策定の柱となる今回改正される部分の重点事項、重視すべき観点はどのようなことですかということです。これは業務委託をやっているのだから、議会でも再三質問されますけれども、業務委託に出す以上は町が何をしたいかということできちんと出しているはずなのです。それをきちんと整理して言ってください。

それと、2つ目、今の質問は漠としています。それで、前回のマスタープランを見てきました。新たに項目があります。そこは言わないけれども、私も前回十分質問をしていますので、その部分で具体的にどのようなまちづくりの中に位置を占めるのかということを知りたいのだけれども、人口推移を上回る人口減少、過疎化、そして公共施設の老朽化や将来的な統廃合、当然地域の公共交通、これも大きな課題ですけれども、そこでこの辺も質問で言っていますけれども、町においても公共施設総合管理計画や施設の個別長寿命化計画、様々な計画を策定していろいろ議論したし、町も前向きにいくといいました。これらのこのたびのマスタープランとの関わりはどうなるのか。全体像の中でも土地利用とかいろいろ出てきます。そして、今答弁で何と言うか分からぬけれども、コンパクトシティー的な部分が含まれてくると思うのです。この部分にこういうことで、空き地は出る、それ以上言わないけれども、前回質問をしているから。そういう部分でこれは非常に大事なだけれども、その部分はどう具体的に関わりが整理されているのか。

それと、もう一つ大きいのは大規模災害、今その一つの津波対策が今日的な課題になっています。近く北海道からかな、津波のハザードマップということでいいのかな、これが公表されると思いますけれども、特に大きく津波の被害が予測される鉄南地区、その土地や居住環境、特に学校、病院等々の公共施設のこれらの現状に対する対応、マスタープランです。どうなっていくのか。あるいは、そこに絡んで土地利用のマスタープランの関わりはどうなっていくかということが、これも大きな課題だと思うのだけれども、その辺は当然先日も委託業務に出すときに政策議論をされて理事者からこういうことはいこうとか、白老町はこういうことをやると、それも反映されているはずなのです。それを具体的に、なぜ私が言うといったら、もうス

スタートしていると言ったから、言うのです。スタートできたよと議会で説明されて、松田議長も話しているけれども、結果的に議会で言ったって入らないのです、施策に。だから、今私は聞いているのです。私は聞いてびっくりしました、もう進んでいると言っていますから。だけれども、過去には議会にきちんとこういう形でつくりますという説明があったはずなのです。今協議を見たら事後処置みたいような説明を10月にすると言っているけれども、だから私は言っているのです。これは非常に大事なのです、20年もかけるまちのプランですから。ということで答弁願います。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 今おっしゃった中でいいますと、計画の内容の部分でいいますと、コンパクト、ネットワークというのは一つ大きな重視すべき視点になってくると。こういった部分を都市計画マスタープランの中でも表現していくということがより求められていくかと思っております。そういった中では大規模災害あるいは公共施設の統廃合云々ということもございませけれども、今回できるだけ総合計画といとまを開けず、かつ社会情勢の変化、都市機能の変化という中であっては国立博物館ウポポイが今白老町にできたということ、それからそれに伴って国道の、社台地区になりますけれども、4車線化が実施されたというようなこと、あるいは今般、我々の中になりますけれども、病院の改築についてもおおむね方向性が見えてきているというようなことも含めて大きなものの動きがあったということは今回少し前倒ししようというところの理由には、理由といえますか、我々が考えに至った部分ではございます。一方では、お話を今いただきましたとおり、公営住宅ですとか災害の関係、いろいろな部分は、あわせて公共施設等総合管理計画も含めて、この計画の中で各施設の位置づけあるいは今後の方針ですとか、そういったものについては洗い出しを行って、その整合性を図っていかねばいけないうようなこともございます。

また、災害の関係につきましては、先ほども北海道の津波の関係がございました。また、都市計画上でいいますと、河川の氾濫に関しての既存宅地に対する都市計画法の第34条第11号というような、基本的には浸水がかかるところにはなかなか建物も今後は建てられませんというようなことの見直しも令和4年4月1日からそういったことが今予定されていると、そういうような様々な防災の関係についても現状でいろいろと出てきているというようなことでございます。そういった中ではこの時期をではいつにするのがいいのかというようなことはございませけれども、今回見直しするのが令和6年からということになりますと、白老町総合計画は令和2年に策定しているということで中間期以降になっていくということがございます。そういったことになりますと、上位計画、そういったものとの整合性、あるいは関係計画についてもこの機会に見直し、見直しといえますか、整理を行った中でこの計画策定に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 今策定の柱たる今回の重点事項、重視すべき点というのは、今は项目的にこう、こう、こうと答弁がなかったけれども、大ざっぱに言った項目に入っていることが重点的な項目、観点であるということで理解していいですか。もう一回、だからもしあればき

ちんと、コンサルタントに出すのですから、そのときに町としてこれとこれはきちんとやっておらおうというような簡潔に整理していると思うのですけれども、もしそういうものがあれば項目ごとにきちんと行ってほしいのです。ただ、今課長の思いで、私の質問に対する思いで答えているみたいだから、そうではなくて町として当然理事者の決裁を受けてこれとこれは今回の改正の主な内容ですと、20年後にこういうことに取り組んでくださいというのは整理されていると思いますので、それを言ってください。

それで、3点目ですけれども、今いみじくも課長、上位計画と言いましたよね。これは白老町の上位計画の話をしていると思うのだけれども、マスタープランにも上位計画はあるのです、調べていったら。全部が全部内容はよく分かりません。だから、聞きますけれども、マスタープランの見直しに関して結論的にいけば将来に向けた総合的なまちづくりの観点だと課長も言っているし、当然そうです。そこで、これらの観点から、自治体で立地適正化計画が策定されているのです。胆振管内の市町でも策定しています、町名は言わないですけれども。そこで、伺いますけれども、まず1つ知りたい。この立地適正化計画ってどういうことか。うちより東部のまちでもやっているところがあるのです。知っていれば中身を教えてください。

それで、マスタープランに基づき、これは市町村が作成できることになっているのです。だから、白老町として今立地適正化計画の内容を聞いてから本来すべきなのだけれども、時間がないから、言うけれども、そうすると白老町としてそれを踏まえた立地適正化計画の取組についての考え方についてお聞きしたいと思います。

それと、マスタープランの、令和6年からと言ったけれども、議会についての対応は10月と行っていましたがけれども、これは町民との今後のスケジュール、ある程度ポイント、ポイントでどういう形で進んでいくかということをお教えください。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） まず、委託業務の内容でございますが、主な項目といたしましてはまちの現況分析、あるいはそれぞれ町の計画のそれぞれの計画ごとの整合性、そういったものの全体の検証、それからまちにおける今の課題抽出というような、大きなところでいきますと、この4点ということになると思います。そういった中で、計画をこの後進めていく考え方ということでございます、現状の課題の把握とそれに的確に対応した計画をつくっていきうと。人口減少、少子高齢化、そういったものを含め今後の動静を見据えて策定を行っていきうと。それから、上位計画との整合性に留意した計画をつくってまいりたいと。白老町総合計画あるいは北海道が定める都市計画区域マスタープラン、そういったものの整合性をしっかり図ってまいりたいと。それと、協働に基づく住民意向を反映した計画づくりということで、町民と行政が共通の目標を持って、まちづくりに対して同じような立場で意向把握、情報提供等、そういったものを行いながら協働というものを大切にしながら計画をつくってまいりたいと考えてございます。

それから、立地適正化計画の関係でございます。立地適正化計画につきましては、平成26年8月の都市再生特別措置法の改正によって新設された制度ということで、実際には居住誘導区域と都市機能誘導区域と、そういったものをこの計画の中で都市計画マスタープランの高度版

というような形で、より具体的にまちの動きをつくっていくというような計画になってございます。これも一番の目的といいますか、重視されるものについてはコンパクトプラスネットワークということで、市街地、そういったものについてはある程度集約化。ただ、その空間、離れた距離については公共交通だとかを含めてネットワーク化によってその機能を維持していくと、そういうようなものを立地適正化計画において定めていくというような内容になっているかと考えてございます。

そういった中で、策定状況についてですけれども、道内で18市町が既に、昨年12月31日現在でございますけれども、今策定に取り組んでいるのが苫小牧市、登別市、厚真町、安平町ということになってございます。室蘭市が策定済みというような状況でございます。あわせて、メリットというようなことになりますと、立地適正化計画を策定することによって社会資本整備総合交付金の各種支援を受けられると、そういうような形になってございまして、ただ立地適正化計画といいますと居住誘導区域、都市機能誘導区域と、そういった部分に対して明確な位置づけをしていくものですから、住民との慎重な時間をかけた協議、理解というのが大変重要になってくるかと思っているところでございます。そういった中ではまずは今回都市計画マスタープランのほうを策定させていただきまして、この後その中で洗い出していく町の大規模事業あるいは公共施設、そういった部分の配置だとかにある程度一定のめどあるいは考え方、そういったものがまとまった時点で都市計画マスタープラン策定後にその高度版と言われる立地適正化計画の策定には取り組んでまいりたいとは考えてございます。その中で財政的な支援を受けられるようなことは目指してまいりたいと思っているところでございます。

大まかなスケジュールなのですが、この後年間を通して進めてまいりまして、先ほどお話をさせていただきましたように、議会に対しましては10月頃に中間報告ということで、ここはまだまだ計画の素案ですとか、そういったもののまとまりが見えているかどうかというようなところでございますので、そういった中でご意見を伺う機会をいただきながら、あるいは町民との協働という部分でいいますと、今回予算を上程させていただいておりますけれども、委員会を設置させていただき、あるいはこの予算の中にございますまちづくりフォーラムといいますか、講演会、そういったものでも意見交換の場を持ってまいりたいなど。そういった中ではできれば今年度末までに計画の概要をある程度作成させていただいて、その後様々な審議会ですとかそういったところを通して来年の中頃までには全体の計画として策定してまいりたいと、現状のスケジュールとしてはそのようなことで考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○6番（前田博之君） それで、今20年と言ったのだけれども、それはいいのだけれども、かなり人口が大きく変わりますよね。そういう視点が入った中でぜひつくって、議会からの意見等も聞く中で、絵に描いた餅に終わらないようなある程度の、町民がこういうまちかという部分をぜひつくるような組立てにしてほしいなど、こう思います。

○議長（松田謙吾君） 富川政策推進課長。

○政策推進課長（富川英孝君） 皆さんおっしゃいますように、人口減少、少子高齢化という

のは日本全国を取り巻く課題であると。我々も総合戦略も昨年の6月に策定しておりますけれども、2040年に7,700人というような人口になっていくということになりますと、昨日の一般質問でもございました地域の人のつながり、小さいことでいえばそういったところの距離も広がっていく、まちの機能としてもコンパクトにすることによってそれぞれのつながりは広がっていくと。ただ、それにあってもネットワークですとかそういった部分を、今公共交通もいろいろと考えているところがございますけれども、様々な都市機能を併せて白老町として住みよいまちづくり、そういったものが少しでも具現化できるような20年の計画にしていきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） マスタープランの関係でございますけれども、今回のマスタープランの作成については今までつくってきたプランとは少し違って人口減少だとか、それから災害の関係が出てきています。ですから、そういった難しいというのですか、大きな課題を持ちながらの作成ということになると思いますので、しっかりとした検討をしながら、整理をしながら、そしてある程度まとまった段階で議会のほうにもご説明をしていきたいと。またあわせて、町民のほうにも意見を聞いたりやり取りをして、そういった中で計画をつくっていきたくて思っています。

○議長（松田謙吾君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第4号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第2号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） それでは、議2―1をお開きください。議案第2号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,264万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,470万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月11日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、議3―1をお開きください。議案第3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び

支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額8億9,854万4,000円、補正予定額3,221万3,000円、計9億3,075万7,000円。

第1項医業収益、既決予定額5億6,485万5,000円、補正予定額3,221万3,000円、計5億9,706万8,000円。

第1款病院事業費用、既決予定額8億9,854万7,000円、補正予定額3,221万3,000円、計9億3,075万7,000円。

第1項医業費用、既決予定額8億9,477万3,000円、補正予定額3,221万3,000円、計9億2,698万6,000円。

令和3年6月11日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。歳入、歳出では中身は分かるのだけれども、結果的には歳出見合いの歳入で予算を組まざるを得ないような印象なのだけれども、はっきりどう言うかは別にして、中身としては再建計画をやっている中で非常に今患者さんの増というのは大変です。そういう中で、もちろん初めから一般会計から組むわけにはいかないから、そういう意味でいえば歳出見合い分の予算の作成と思えるのだけれども、そういう理解でいいのですか。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） ご質問にありまして、病院事業会計の予算につきましては、これは過去から歳出、今回特に医師の人件費ということで大変医師の人件費、これは給与費の中でもウェイトが大きいとなってございます。ただ、今回結果的には歳入、歳出均等というような予算なのですけれども、まず医師を確保できたということで、大変人件費もかかるのですけれども、それには収益、これは医師を確保できたことによって多く期待できるということになっていきますし、また実際4月に3名の内科医師が採れたということが4月以降の患者数におきましてもかなり昨年と違って増えているというようなこともありますので、これは病院事業会計といたしましては最初から繰出金には頼らず何とか自助努力の中で、歳出均等というような形ではありますけれども、まずは医師の確保に基づいて何とか努力していくという形を予算に表していただいたというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） その件は分かります。それで、例えば今お医者さんはほかのところでも仕事をしています。そういうものに対する収入というのは、コロナの関係です、それ以外のところに応援に行った場合なんかはきちんと保障されるものなのかどうか。そういうものがあれば歳入のほうにワクチン接種料以外の部分で入ってくる可能性がないのかどうか、そういうことを含めて、今答弁されたように最大限の努力をされるのは当たり前のことだし、ぜひ努力をしてほしいと思うのだけれども、そういうことでいえばお金が入ってくるということには

ならないの。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 今ご質問にありましたとおり、今回はまずワクチン接種ということで、集団接種に医師または看護師を派遣している部分については国のほうからもしっかり1件当たりの単価を示されているという中で今回金額に表しております。コロナがこれだけ拡大している中で、いろいろ医師の応援だとか派遣せざるを得ないという場面がございます。施設への往診だとか、そういった部分というのも実際依頼を受けているところでもあります。お金のほうは、これは北海道だとかと協議の中できちんと、後で精算ですけれども、お金は入ってくるという形で話を伺っております。ただ、しっかりそれが幾らからとか、そういった部分で予算に表せるところではまだないというところなものですから、今回の補正予算の中では入ってはいないのですけれども、しっかり医業外収益の中ではいただくという形にはなっております。

○議長（松田謙吾君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第4号 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

議案の説明を求めます。

本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） では、議4―1をお開きください。議案第4号 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年6月11日提出。白老町長。

一番下の附則です。この条例は、公布の日から施行する。

次のページ、議4-2をお開きください。議案説明です。令和3年度税制改正の大綱の趣旨にのっとり、固定資産の価格に係る不服審査の手續における利便性の向上を図るべく、審査申出書等への押印を不要とするため、本条例の一部を改正するものである。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (審査の申出) | (審査の申出) |
| 第4条 略 | 第4条 略 |
| 2～3 略 | 2～3 略 |
| 4 <u>審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u> | 削る。 |
| 5 略 | 4 略 |
| 6 略 | 5 略 |
| (審査申出人の口頭による意見陳述) | (審査申出人の口頭による意見陳述) |
| 第7条 略 | 第7条 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 | 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。 |
| (1)～(3) 略 | (1)～(3) 略 |
| (口頭審理) | (口頭審理) |
| 第8条 略 | 第8条 略 |
| 2～4 略 | 2～4 略 |
| 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。 | 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 |
| 6～7 略 | 6～7 略 |
| 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載 | 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載 |

| | |
|--|--|
| <p>し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第13条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> | <p>し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第13条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が署名した決定書を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> |
|--|--|

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を続行いたします。

◎議案第5号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） それでは、日程第7、議案第5号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議5-1をお開きください。議案第5号でございます。白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年6月11日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議5-2をお開きください。議案説明でございます。町長の附属機関である白老町行政改革推進委員会における所掌事務について、従前の行政改革大綱を新たに行政改革推進計画として作成したことに伴い、名称を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第6号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） 議6—1をお開きください。議案第6号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年6月11日提出。白老町長。

続いて、議6—6をお開きください。附則です。

（施行期日）

第1条、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号から第4号までの施行期日、続く第2条から第4条までの経過措置につきましては朗読を省略させていただき、次に議6—10をお開きください。議案説明です。地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、原則として令和3年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、本条例等の一部を改正するものである。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定する

ことに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第9、議案第7号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、議7-1をお開きください。議案第7号でございます。白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年6月11日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議7-2をお開きください。議案説明でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行し、その手数料の徴収を同機構から市区町村長に委託することができることとされたこと及び通知カードが廃止されたことから、当該事務に係る手数料の規定を廃止するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町手数料徴収条例新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (種類及び金額) 第2条 略 (1)～(19) 略 <u>(20) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料 1枚につき 500円</u> <u>(21) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの</u> | (種類及び金額) 第2条 略 (1)～(19) 略 <u>削る。</u> <u>削る。</u> |

| | |
|--------------------------|---------------|
| <u>再交付手数料 1枚につき 800円</u> | |
| <u>(22)</u> 略 | <u>(20)</u> 略 |
| <u>(23)</u> 略 | <u>(21)</u> 略 |
| <u>(24)</u> 略 | <u>(22)</u> 略 |
| <u>(25)</u> 略 | <u>(23)</u> 略 |
| <u>(26)</u> 略 | <u>(24)</u> 略 |
| <u>(27)</u> 略 | <u>(25)</u> 略 |
| <u>(28)</u> 略 | <u>(26)</u> 略 |

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 白老町特別工業地区建築条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 日程第10、議案第8号 白老町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

舩田建設課長。

○建設課長（舩田紀和君） 議8-1をお開きください。議案第8号 白老町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年6月11日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

次に、議8—2をお開きください。議案説明でございます。建築基準法の一部改正に伴い、同法を引用する条項を整理するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 白老町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 財産の取得について

○議長（松田謙吾君） 日程第11、議案第9号 財産の取得についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議9—1をお開きください。議案第9号でございます。財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

平成3年6月11日提出。白老町長。

1、取得する財産（物品）、品名、感染者等移送車両、台数、1台。

2、取得予定金額、1,251万3,400円。

3、取得の目的、新型コロナウイルス感染者等を移送するための車両購入。

4、取得の方法、指名競争入札による購入。

5、契約の相手方、札幌市白石区東札幌2条1丁目5番5号、北海道ドライケミカル株式会社代表取締役社長、藤井良孝。

続きまして、議9—2をお開きください。議案説明でございます。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定
について）

○議長（松田謙吾君） 日程第12、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報の1—1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月11日提出。白老町長。

記については、朗読を省略させていただきます。

次のページをお開きください。専決処分書です。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年6月6日専決。白老町長。

1、損害賠償の額、金57万6,412円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりであります。

次のページ、説明であります。事故の発生状況でございます。

1、日時、令和3年3月3日水曜、午前4時45分頃。

2、場所、白老町大町6丁目297番地2地先、町道西通。

3、当事者は、甲、乙、記載のとおりでございます。

4、状況ですが、令和3年3月3日午前4時45分頃、甲が町道の除雪作業時に後進した際、後方に電柱を確認しブレーキをかけたが、路面が凍結していたことにより車両がスリップしたため、止まることができず、甲車右後方部が電柱に衝突したものであります。

5、損害の程度でございます。乙施設、電柱の損傷による立替え。

6、損害賠償額、本件は、甲が路面状況に適した車両操作の判断を誤ったことにより発生した事故であることから、電柱の立替え費57万6,412円全額を乙に対して支払うことで示談する。なお、損害賠償額については、全額保険により補填されるものであります。

次のページに事故の発生状況の図面をつけてございます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 令和2年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（松田謙吾君） 日程第13、報告第2号 令和2年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 報2-1をお開きください。報告第2号 令和2年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和2年度白老町一般会計補正予算（第8号、第11号、第12号及び第13号）第2表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月11日提出。白老町長。

よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第3号 令和2年度白老町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（松田謙吾君） 日程第14、報告第3号 令和2年度白老町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 報の3-1をお開きください。報告第3号です。令和2年度白老町一般会計事故繰越し繰越計算書について。

令和2年度白老町一般会計予算の事故繰越しは、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

令和3年6月11日提出。白老町長。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第3号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第4号 令和2年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（松田謙吾君） 日程第15、報告第4号 令和2年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

野宮上下水道課長。

○上下水道課長（野宮淳史君） 報の4-1をお開きください。報告第4号 令和2年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書について。

令和2年度白老町下水道事業会計予算の建設改良費の一部は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和3年6月11日提出。白老町長。

よろしくお願ひいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第4号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第5号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について

○議長（松田謙吾君） 日程第15、報告第5号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報5-1をお開きください。報告第5号です。白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和3年6月11日提出。白老町長。

記といたしまして、(1)、一般財団法人白老町体育協会令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画。

(2)、一般社団法人しらおい振興センター令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第5号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第6号 例月出納検査の結果報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第17、報告第6号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。

議案の報告朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第6号は、これをもって報告済みといたします。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（松田謙吾君） 日程第18、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会などが予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第3号 学校教育におけるデジタルトランスフォー
メーションを適切に進めるための意見書
(案)

○議長（松田謙吾君） 日程第19、意見書案第3号 学校教育におけるデジタルトランスフォー
メーションを適切に進めるための意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり） 意見書案第3号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書（案）

現在、教育の現場では、「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学び」の実現を目指す「GIGAスクール構想」の一環で、児童生徒に一人1台の情報端末の貸与、並びに校内の高速ネットワーク整備が進められております。

また、これらのハード面の取り組みに加えて、児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や、「特別な配慮を必要とする児童生徒の学習上の困難の低減に資するもの」として、「デジタル教科書」の導入も進められようとしています。

「GIGAスクール構想」に対しては、ICTを活用したオンラインでの授業や宿題の配布、さらにデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせた学習を推進することにより、多様な学びの実現と教員の負担軽減などへの期待が高まっています。

一方で、全ての教員が情報端末を活用した一定レベルの授業を行うことができるように、個人情報取扱い及び管理も含めた教職員の資質の向上が求められます。また、デジタル教科書・教材は、学校から貸与された端末を使い、学校のシステムに接続する必要があり、例えば、転校先でも復習や学びが継続できる環境を整備しておくことも重要です。

さらに、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である「読解力」の低下が危惧されます。そこで、各自治体において、Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい教育を推進するため、学校教育にICTを浸透させ、さらなる教育の充実を図るためのデジタルトランスフォーメーションの実現に向けて取り組んでいくべきです。そのために、以下の事項について迅速に対応することを強く要望します。

記

1. 情報端末の利活用、個人情報の取扱いなど、教育デジタルトランスフォーメーションに対応する教職員研修のあり方について検討を進めること。
2. システムやソフトウェアの整備、情報端末や通信設備の修繕や定期更新など、教育デジタルトランスフォーメーションに関する学校教育予算の充実・確保とそのあり方について検討を進めること。
3. 様々な会社の情報端末とデジタル教科書と個人認証システムの互換性を確保するための、統一規格について検討を進めること。
4. よく聞き、よく詠み、よく書くなどの生涯学び続けるための基本的な「学ぶスキル」を身に付ける上で、紙面の活用と対面学習の併用を検討すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第3号 学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第4号 国民健康保険料（税）のさらなる負担軽減を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第20、意見書案第4号 国民健康保険料（税）のさらなる負担軽減を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第4号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

国民健康保険料（税）のさらなる負担軽減を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出をいたします。

国民健康保険料（税）のさらなる負担軽減を求める意見書（案）

国民健康保険は、加入者の4割が年金生活者、3割が非正規労働者であり、所得の低い人が多く加入する医療保険です。もともと高い国民健康保険料ですが、とくに均等割は、所得がゼロの世帯にも、重くのしかかり、産まれたばかりの赤ちゃんにも保険料が発生し、子供が多い家庭ほど国民健康保険料が高くなります。

子供に係る均等割保険料の減免については、国が動きだし2022年度から、未就学児の国民健康保険料の均等割額の5割を公費で軽減します。7割、5割、2割の軽減措置がされている世帯には、そこからさらに上乘せされます。国民健康保険料に新たな公費を投入することは、大きな一歩であります。

しかし、軽減の対象が未就学児までで留まるのなら、子育て支援策としては不十分で、生活困窮する加入者の願いに応えるものではありません。

他の医療保険より保険料が高く、負担が限界に達している「国保の構造問題」を解決するために、公費投入を増やして国民健康保険料を引き下げるしかありません。

全国知事会、全国市長会など地方6団体をはじめ国民健康保険団体連合会は国民健康保険料を協会けんぽ並みに引き下げるため、国に1兆円の財政支援を求めています。

よって、国会及び政府において「国保の構造問題」を根本的に解決するため1兆円の公費投入に踏み出しさらなる負担軽減を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者からの説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第4号 国民健康保険料（税）のさらなる負担軽減を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策
の充実・強化を求める意見書（案）

○議長（松田謙吾君） 日程第21、意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第5号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。さらに、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道が森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
 2. 森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長(松田謙吾君) 全員賛成。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎委員会所管事務調査の報告について

○議長(松田謙吾君) 日程第22、委員会の所管事務調査について、調査の結果の報告を求めます。

○議長(松田謙吾君) 最初に産業厚生常任委員会広地紀彰委員長、次に広報広聴常任委員会西田祐子委員長。

それでは最初に、広地紀彰委員長、登壇願います。

[産業厚生常任委員会委員長 広地紀彰君登壇]

○産業厚生常任委員会委員長(広地紀彰君) 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

- 1、調査事項、(1)、企業誘致の現状と今後について。
- 2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、
- 6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。
- 7、調査結果。

本委員会は、担当課の説明を受け、企業誘致の現状と今後についての所管事務調査を終了したので、その内容を次のとおり報告する。

町の取組について。

(1)、企業誘致活動について。

東京都、名古屋市、その他道外、道内において誘客活動を実施し、平成28年から令和2年の5か年で延べ236件の訪問。既存企業の本社から得た情報を基に関連会社への訪問、また、道の東京事務所などを訪ね、情報収集やプレゼンを実施するなどの活動を行っている。

(2)、進出企業を取り巻く課題。

少子高齢化等も起因し、現在、町内の進出企業においては雇用の確保が大きな課題となっている。町内はもとより、近隣市町に向けても求人するも、確保が難しく外国人労働者に頼らざるを得ない状況である。主にベトナムや中国から多くの外国人技能実習生を受け入れ雇用しているが、付随して外国人技能実習生の条件に合う住宅の確保も課題となっている。

なお、外国人技能実習生を受け入れている企業数は9社、受入れ人数は151名となっている。

(3)、企業誘致活動の今後について。

コロナ禍において、企業は雇用や事業を守るというところに重きを置かれ、新たな投資は厳しい現状にある。アフターコロナを見据え、白老町としては情報収集に力を入れて動いていかなければならない。さらには、企業だけではなく、建設事業者、金融機関、不動産業、マスク

ミなど様々な業種からの情報収集、特に景気がよくなってから動くのでは遅く、景気が悪いときだからこそ接触していった中で企業の信頼を得ていくことが必要である。

①、情報収集と情報発信の強化として。

ア．マスコミ、金融機関、ゼネコンなど様々な企業からの情報収集の強化。

イ．ホームページ及びSNSの活用による情報発信の強化。

ウ．立地企業連絡協議会、その他町内企業、東京白老会会員、姉妹都市等と連携した情報発信体制の確立。

②、新規企業進出に向けた取り組みとして。

ア．立地企業の本社・本部への訪問活動による連携強化と企業紹介体制の確立。

イ．東京白老会会員や、姉妹都市と連携した企業紹介体制の確立。

ウ．様々なルートからの情報収集に基づく道内外への企業訪問活動。

エ．企業誘致の促進に有効な事業等に対する柔軟な対応。

委員会意見。

第1に、白老の産業誘致面での魅力を発信して誘致を進めるべきである。港や農林水産業、道道白老大滝線の通年通行化、製紙業で取り組まれている先進技術研究拠点誘致、冷涼な気候を活用したデータセンター誘致など、傾向を捉えた活動に注力すべきである。また、子育てや福祉の充実の発信により、従業員福利厚生の魅力も訴えていくべきである。

第2に、産業誘致の環境整備を進めていくべきである。雇用促進住宅整備など、これまでの施策への評価と共に、誘致の受皿となるべき優遇策のありようを検討すべきと考える。また、誘致環境として雇用確保支援が重要である。昨今の情勢を鑑みるとともに、共生社会の実現を標榜する白老として、外国人研修生の監理団体の整備を検討するべきである。

第3に、誘致強化を進めるべきである。国や道の産業誘致諸施策の情報収集も図りつつ、庁舎内の連携を行い誘致体制強化に努める必要があると考える。また、誘致成功例から数値化などを行いつつ、傾向を把握し対応を図ることが効果的であると捉える。さらに、企業訪問時に、訪問企業のニーズに合った誘致を行う「オーダーメイド提案」を進めるべきである。観光大使の人脈活用も重要と考える。

第4に、誘致に関連して既存企業の追加投資も勧奨すべきである。既存有力企業への営業活動も重要であり、またその際は、地元事業者との連携、調達率向上のための働きかけを進めていく必要がある。また、日頃の情報収集が重要である。町内既存企業の廃業などの情報の活用を図るべきと捉える。大手だけでなく成長が期待できる中堅企業にも目を向けた誘致を進めるべきである。また、誘致後の交流の活性化が重要である。事業における課題や要望などを交流できる環境づくりが大切である。

アフターコロナを見据えて、今動くことが重要である。空き店舗利活用などの諸施策により、飲食店を中心に誘致を進めていることを評価するとともに、議会も一体となり、まちぐるみで誘致に取り組むことが、誘致成否の帰趨を占うと訴えるものである。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） 次に、広報広聴常任委員会西田祐子委員長、登壇願います。

〔広報広聴常任委員会委員長 西田祐子君登壇〕

○**広報広聴常任委員会委員長（西田祐子君）** まず初めに、訂正をお願いしたいと思います。

2ページ目の（1）、常任委員会、①の動画配信のところの昨年からのコロナウイルスと書いていますけれども、ここをCOVID-19（新型コロナウイルス）と訂正させていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、広報広聴常任委員会の報告をさせていただきます。

所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務などの調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、（1）、小委員会、①、議会報告会の実施に関する事項、②、議会だよりの編集及び発行に関する事項、③、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、出席議員、6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

7、調査報告。

本委員会は、所管事務調査として、議会広聴の企画・運営及び実施に関する事項、議会だよりの編集及び発行に関する事項、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

（1）、常任委員会。

①、動画配信。

昨年度からのCOVID-19（新型コロナウイルス）感染症防止対策として、大勢で集まらないなどの規制があり、議会報告会及び議会懇談会が開催困難の状況を踏まえ、自治基本条例の中の議会の情報共有と町民参加の一環として試行的に動画配信を行った。

令和2年の活動内容を5つに分け、正副議長、各常任委員会の正副委員長が、それぞれ4分から6分の動画にまとめた。

次のとおり、

ア、正副議長は、議会を代表して議会の考え方や本会議・全員協議会など全般。

イ、総務文教常任委員会は、所管担当・予算決算特別委員会・分科会。

ウ、産業厚生常任委員会は、所管担当・病院駅北特別委員会・分科会。

エ、議会運営委員会は、議会改革全般と政策研究会。

オ、広報広聴常任委員会は、議会だより・フェイスブック・議会報告会の内容をまとめ、議会事務局ホームページに『動画配信による白老町議会報告会のお知らせ』として令和3年5月25日より配信している。

②、質問・意見募集。

議会報告会の配信に当たり、視聴者からの意見を募り、それぞれ正副議長及び各常任委員会、議会運営委員会にて議論し議会だよりで回答することとした。

（2）、小委員会。

①、議会報告会。

開催の手法について、1年以上議論を重ねてきたが、動画配信はインターネットやSNSな

どの環境が整っている人が視聴できるという、条件が限られていることが課題となっていた。

しかし「COVID-19（新型コロナウイルス）感染症が止まらない中で、予算を使わず町にある機材を利用し、できることからやっつけよう」という小委員会の意見が一致し動画配信を行うこととなった。

報告会の撮影及び編集作業や議会だよりの編集作業を議員自ら行っており、今後も積極的に発信していきたい。

②、規定や要綱等の整理。

議会運営基準の第15章の開かれた議会では、インターネット環境が目まぐるしく進化している中で、動画配信などについての規定が追いついていない現状がある。

現在の委員会任期中にできるだけ規定や要綱を整理し作成することとした。

③、議会広報の編集及び発行について。

議会だよりの第175号の編集・発行を行った。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◎特別委員会の調査報告について（町立病院改築基本方針調査特別委員会）

○議長（松田謙吾君） 日程第23、特別委員会の調査報告について、調査結果の報告を求めます。

町立病院改築基本方針調査特別委員会広地紀彰委員長、登壇願います。

〔町立病院改築基本方針調査特別委員会委員長 広地紀彰君登壇〕

○町立病院改築基本方針調査特別委員会委員長（広地紀彰君） 特別委員会調査の結果報告について。

本委員会に付託されている町立病院改築基本方針の調査について、その活動経過を白老町議会委員会規則第21条の規定により、次のとおり報告します。

- 1、付託事項、町立病院改築基本方針に関する調査。
- 2、調査の方法、3、調査の経緯及び日程は、記載のとおりです。
- 4、調査に基づく報告。

本特別委員会の経緯として、平成29年11月9日に「町立病院改築基本方針に関する特別委員会」を設置し、令和元年9月13日に調査経過等の報告を行ったが、継続して特別委員会を設置し調査すべきとの意見が出され、議会改選後の初議会となる令和元年第2回定例会11月会議で特別委員会の設置となった。

このことから、本特別委員会は、町立病院改築基本方針の内容等について精力的に調査を重

ねてきた結果を報告する。

5、調査経過（概要）。

第1回特別委員会では、町立病院に関するこれまでの経緯と今後の改築の進め方について確認し、厚生労働省の地域医療構想に関する具体的な対応方針の再検証要請の概要、その対応等について質疑を行った。

第2回では、町立病院の経営状況と見直しなどを確認し、以後の病院改築に向けた取組について質疑を行い、第3回では、「改築基本計画（素案）」を確認し、第4回から第6回にかけて工期短縮や事業費増加リスクの低減に向けた質疑を行った。

第7回では、町より「町立病院改築基本計画（案）」、「町立病院経営改善計画（改定版）」が示され、素案からの見直しの内容、全体スケジュールなどを確認し、各計画の質疑を行った。

第8回では、追加質疑と意見を取りまとめ、全体意見と各項目に対する意見を整理した。

第9回では、これまでの調査を踏まえて、正副委員長案が提出され、それに対する質疑、修正、追加などの協議を行い、報告案をまとめた。

6、特別委員会の意見。

本特別委員会は、これまで9回にわたり委員会を開催し調査した結果、下記のとおり意見をまとめた。

（1）、策定経過、政策決定について。

町民の負託に応える重要な政策である町立病院改築に向けた、様々な過程や政策の変遷に対する総括が必要である。また、病院職員、役場内の合意と納得を得られる政策化が大切であり、情報共有や丁寧な説明をしていくべきである。

（2）、病院改築などハード面について。

情勢を踏まえ、新型コロナウイルス感染症をはじめとした各種感染対策の強化に取り組むべきである。改築事業実施に当たっては、現場の声、専門家の声を踏まえつつ、先駆的な国内事例も取り入れるとともに、提案者からの上乗せも柔軟に受け入れる態勢づくりが重要である。また、事業推進過程において、病院内の意見の反映状況を明確にすることで、医療現場の合意形成に努めるべきである。さらに、財源確保に当たっては、より有利な補助金獲得、また公共施設に係る基金の利活用を図り、他の事業費への圧迫の抑制、後年度負担の軽減化を図るべきと考える。

（3）、部門別、医療関連計画などソフト面について。

地域医療としての総合医・家庭医の展開、白老町民に求められる診療科目の充実を追求すべきである。また、患者に寄り添った医療現場を確保するため、接遇の充実を図ることが必要であり、接遇研修など職員研修を徹底するなど対策を図り、より町民に愛される病院づくりを追求すべきである。

（4）、病院経営改善について。

重要な課題である町民の利用率向上に向け、原因の追求と全スタッフによる徹底した対策により、多くの町民が足を運ぶ病院づくりを求める。さらに、常勤医師の安定、外科医の確保を通し、町民に信頼され、安心して診てもらえる病院づくりに努め、「町民の命と健康を守る」と

いう最大の使命を発揮すべきと考える。在宅復帰率割合70%以上の達成に向けた取組を確実にするため、十分な医療スタッフを確保することが重要と捉える。個別対策として、より医療費の圧縮に努めるべく、ジェネリック医薬品の推奨を図るべきである。

(5)、地域医療体制・町財政などについて。

町内の民間医療機関3施設の将来展望も視野に入れた計画が必要となり、地域内医療サービスの拡充でさらなる包括支援を図るべきである。また、病院改築への町民の合意形成に向け、財政面やその役割に対し、しっかりとした情報共有が必要である。長期的で、町民にも理解できる財政計画を策定しつつ、病院改築により、町民サービスへの影響がどのように反映されるのかを示すべきである。また、的確な財政運営に立脚した事業実施を進める観点から、一般会計の収支を見通して、総合計画及び、行財政改革推進計画との整合（修正）を図るべきである。

(6)、まとめ。

病院改築においては、コストの増大が生じないよう抑制を図り、町立病院改築基本計画の進行管理に徹底すべきであり、病院改築を進める中で、特に町全体における事業に関して町民サービス低下をさせないことが重要である。

町においては、今後の政策立案の見通し・進め方などを、町民に分かりやすく「見える化」を図ること、さらには基金等の活用を含めまちづくり全体としての町立病院改築の在り方を追求し、総力を挙げて着実に改築事業を推進すべきである。

町の最大使命は「町民一人一人の命を守る」ことであり、人口減少と少子高齢化が進む中で、より厳しい状況に置かれる白老町民を守るためにも、赤字を減らす極限の努力とともに、町民に利用される、町民全員に安心感をもたらす病院づくりに町を挙げて取り組み、次世代に残る病院建設に邁進されたい。

以上であります。

○議長（松田謙吾君） ただいま町立病院改築基本方針調査特別委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（松田謙吾君） 日程第24、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会における所管事務等の調査の申出がありました。各常任委員会においては、調査方よろしくお願いいたします。

次に、総務文教常任委員会において調査中である所管事務調査の調査期間の延期について報告いたします。総務文教常任委員会より、現在調査中である所管事務調査、白老町のアイヌ施策の方針について、結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があり、お手元に配付いたしま

した通知書のとおり、調査期間の延期について申出がありました。総務文教常任委員会においては、引き続き調査等よろしく願います。

次に、皆様には要望書等1件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配付を決定した要望書等について皆様に事前に配付しておりますが、それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分に理解賜り、それぞれの立場でしかるべき措置をいただきたくお願いをいたします。

◎休会の議決

○議長（松田謙吾君） 日程第25、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため、6月30日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日19日から9月30日までの104日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

明日19日から9月30日までの104日間を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 0時11分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 西 田 祐 子

署 名 議 員 前 田 博 之

署 名 議 員 森 哲 也